

ご利用料金

ご利用料の額は、廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業において定められた額とします。下記の料金の合計額が自己負担となります。(廿日市市が定める金額です。)

第一号訪問介護 ※事業対象者, 要支援1又は2と認定された方

I 基本報酬

1. 生活援助中心型訪問サービス

訪問型サービス費(Ⅰ)(週1回程度の利用)	990単位(月定額)
訪問型サービス費(Ⅱ)(週2回程度の利用)	1,977単位(月定額)
訪問型サービス費(Ⅲ)(週3回程度の利用)	3,136単位(月定額)
月3回まで 1回	248単位

※ なお、訪問型サービス費(Ⅲ)は要支援2の方に限りご利用可能です。
※ 単位に10.21円を乗じた費用総額の1割又は2割とします。

2. 介護予防訪問介護相当サービス

訪問型サービス費(Ⅰ)(週1回程度の利用)	1,176単位(月定額)
訪問型サービス費(Ⅱ)(週2回程度の利用)	2,349単位(月定額)
訪問型サービス費(Ⅲ)(週3回程度の利用)	3,727単位(月定額)

※ なお、訪問型サービス費(Ⅲ)は要支援2の方に限りご利用可能です。
※ 単位に10.21円を乗じた費用総額の1割又は2割とします。

II 加算要素

介護職員処遇改善加算Ⅰ	月の利用単位数の 24.5%
初回加算	200単位

III 減算要素 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

上記Ⅰ.基本報酬+加算要素×10%を減算する

IV 地域区分

1単位 = 10.21円

上記、Ⅰ～Ⅲのうち、該当項目の単位数の合計に4.地域区分を乗じた金額の1～3割の額が介護保険内の自己負担金額になります。自己負担割合は「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合となります。

その他の料金

介護保険の適応を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名をしていただきます。